

# 岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム規約

## (名称)

第1条 本会は、岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

## (目的)

第2条 コンソーシアムは、「清流の国ぎふ憲章」の精神を踏まえ、岐阜県の林業・木材産業に関する会員からの技術的な相談に対応する場を提供し、会員相互の力で多様な課題を積極的に解決することで技術的知見の高度化を図るとともに、産学官連携・海外連携により新たな技術の開発やその普及を通じて、清流に育まれた自然や技術を学び、これを新たな世代へと守り伝えるため、共同研究・開発、交流・研修事業を実施し、以て森林・林業・木材産業の発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を別表1の会員を対象に行う。

- 一 ワーキンググループ活動
- 二 施設利用助成
- 三 共同研究・開発
- 四 交流・研修
- 五 その他総会において必要と認められた事業

## (会員)

第4条 コンソーシアムは、次の各号に定める会員及びオブザーバー（以下「会員」という。）により構成する。

- 一 特別会員  
コンソーシアムの運営に責任を持つ中核構成員として入会した企業及び団体（以下「企業等」という。）
- 二 一般会員  
コンソーシアムの主旨に賛同し、コンソーシアムの活動を推進するため入会した企業等
- 三 賛助会員  
コンソーシアムの主旨に賛同し、コンソーシアムの活動を賛助・後援するため入会した企業等
- 四 学術会員

コンソーシアムの主旨に賛同し、コンソーシアムの活動を推進する試験研究機関、教育機関

#### 五 行政会員

コンソーシアムの主旨に賛同し、コンソーシアムの活動を推進する行政機関

#### 六 オブザーバー

その他理事長が必要と認める個人及び企業等

- 2 前項に定める会員としてコンソーシアムに入会しようとする者は、別紙様式1により入会申込書を理事長あてに提出し、理事長の承認を得なければならない。
- 3 本条第1項に定める会員が退会を希望するときは、別紙様式2により退会届を理事長あてに提出しなければならない。  
ただし、退会の理由が会社等の清算によるなどやむをえない場合は退会届を提出する必要はない。
- 4 本条第1項に定める会員で同項の各号に定める会員種別を変更しようとする者は、別紙様式3により変更届を理事長あてに提出しなければならない。

#### (役員)

第5条 コンソーシアムには、次の役員を置く。

- 一 理事長 1名
- 二 副理事長 1名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名

- 2 役員は、総会において特別会員、一般会員、学術会員、行政会員の中から選任する。
- 3 本条第1項第3号に定める理事については、特別会員及びワーキンググループのリーダー（以下「ワーキングリーダー」という。）並びに岐阜県林政部長をもってこれに充てる。  
ただし、特別会員とワーキングリーダーが同一企業等である場合は、特別会員を理事に充てる。
- 4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし役員に欠員が生じた場合における補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員の職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 一 理事長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。
- 二 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 三 理事は、理事長が必要と認めた事項を審議し、コンソーシアムの運営にあたる。
- 四 監事は、コンソーシアムの会計を監査する。

#### (会議)

第7条 コンソーシアムの会議は、総会、理事会、ワーキングリーダーで構成される会議（以下、「リーダー会議」という。）及びワーキンググループ会議とし、総会、理事会は理事長が、リーダー会議はワーキンググループの統括者（以下、「統括リーダー」という。）が、ワーキンググループ会議はワーキングリーダーがそれぞれ招集する。

#### (総会)

第8条 総会は、特別会員、一般会員、学術会員、行政会員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- 一 役員を選任すること
  - 二 事業計画及び予算に関すること
  - 三 事業報告及び決算に関すること
  - 四 規約の制定及び改廃に関すること
  - 五 その他理事長が必要と認める事項
- 2 総会は、原則として年1回開催する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会の議長は理事長が務める。
- 4 総会は、特別会員、一般会員、学術会員、行政会員の総数の過半数の出席（委任状・代理出席を含む。）をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### (理事会)

第9条 理事会は、第5条に定められた役員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- ただし、理事長が必要と認める時は、役員の代理出席を認めるものとする。
- 一 総会へ付議すべき事項に関すること
  - 二 総会の議決した事項の執行に関すること
  - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、必要に応じて隨時開催する。
- 3 理事会の議長は理事長が務める。
- 4 理事会は、役員の過半数の出席（委任状・代理出席を含む。）をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところ

による。

#### (リーダー会議)

- 第10条 リーダー会議は、次の各号の事項を議決する。
- 一 理事会へ付議すべき事項の審議、調整に関すること
  - 二 理事会の議決した事項の執行に関すること
  - 三 その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 リーダー会議は、必要に応じて統括リーダーが召集する。
- 3 統括リーダーは、リーダー会議の中で互選により決定され、リーダー会議を代表し、会務を総括する。
- 4 統括リーダーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、統括リーダーに欠員が生じた場合における補充者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 統括リーダーは、必要に応じてリーダー会議に会員以外の出席を求めることができる。

#### (ワーキンググループ会議)

- 第11条 ワーキンググループ会議は、次の各号の事項を議決する。
- 一 リーダー会議へ付議すべき事項の審議、調整に関すること
  - 二 ワーキンググループ活動に関すること
  - 三 その他リーダー会議の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 ワーキンググループ会議は、必要に応じてワーキングリーダーが召集する。
- 3 ワーキングリーダーは、ワーキンググループ会議を代表し、会務を総括する。
- 4 ワーキングリーダーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、ワーキングリーダーに欠員が生じた場合における補充者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 ワーキングリーダーは、必要に応じてワーキンググループ会議に会員以外の出席を求めることができる。

#### (専決)

- 第12条 理事長は、総会を招集するいとまが無いと認めるときは、その議決すべき事項について専決できる。
- 2 理事長は、前項の規定により専決したときは、その内容について次の総会において報告しなければならない。

#### (会計)

- 第13条 コンソーシアムの経費は、年会費及びその他の収入をもって充てるものとする。

- 2 会員は年会費として、別表2に定める額を毎年負担するものとする。
- 3 コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、本条第2項に定められた年会費は、理事長が別に指定する日までに、指定の口座へ入金することとする。
- 4 第4条第3項の定めにより年度途中で退会した場合、また同条第4項の定めにより会員種別を変更した場合であっても、既に納入された年会費は返還しないものとする。

#### (事務局)

- 第14条 コンソーシアムの事務局は、岐阜県立森林文化アカデミー森林技術開発・支援センターに置く。
- 2 その他事務局について必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (雑則)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成26年9月19日から施行する。
- 2 コンソーシアム設立時の役員の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、選任された日から平成28年3月31日までとする。
- 3 コンソーシアム設立時の統括リーダー及びワーキングリーダーの任期は、第10条第4項の規程にかかわらず、指名された日から平成28年3月31日までとする。
- 4 コンソーシアム設立時の会計年度は、第13条第3項の規定にかかわらず、施行の日から平成27年3月31日までとする。

### 附 則

この規約は、平成27年5月19日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成30年5月15日から施行する。

別 表 1

事 業	特別会員	一般会員	賛助会員	学術会員	行政会員
ワーキンググループ活動	○	○	△	○	○
施設利用助成	○	○	—	—	—
共同研究・開発	○	○	○	○	○
交流・研修	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○

○：対象    —：対象外    △：一部対象（規約第11条第5項）

別 表 2

構 成	年会費の額
特別会員	50万円以上、入会申込書に記載の額
一般会員	10万円
賛助会員	3万円
学術会員	無料
行政会員	無料

**別紙様式 1**

平成 年 月 日

**岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム入会申込書**

貴会に平成 年度より入会したいので、次のとおり申し込みます。

① 事業所名（個人の場合、氏名）

② 所在地

〒

③ 代表者（職・氏名）

印

④ コンソーシアム連絡担当者

役職	氏名
TEL	FAX
メール	

⑤ 会員種別

※ 入会する会員種別にチェックをしてください。

※ 特別会員として入会される場合は納付する年会費の額をかつて内へ記入してください。

- 特別会員 (年会費 50万円以上) 納付する年会費の額 ( 万円)
- 一般会員 (年会費 10万円)
- 賛助会員 (年会費 3万円)
- 学術会員 (年会費 なし) ※試験・研究・教育機関のみ
- 行政会員 (年会費 なし) ※行政機関のみ

⑥ 事業所名の公開

※ 会員の事業所名を原則公開しております。該当項目にチェックしてください。

- 公開
- ホームページよりリンク  
(リンク先: )
- 非公開

⇒ 次頁へ

⑦ 参加希望のワーキンググループ

※ 賛助会員として入会される場合は、ワーキンググループ活動には参加できません。

番号	活動テーマ	参加希望
	※ 活動テーマについては、様式使用時に活動を継続している ワーキンググループ名を記載する。	
	新規にワーキンググループを設立 活動テーマ（ ）	

⑧ その他

※ 関心のある分野、コンソーシアムへの要望・期待などがあれば記載してください。

**別紙様式 2**

平成 年 月 日

岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム退会届

岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム  
理事長

会員名（企業等名）

代表者名

印

岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアムを退会したいので、規約第4条第3項に基づき退会届を提出します。

記

1. 事業者名

2. 退会理由

3. 事務担当者連絡先

住 所：

所 属：

役 職：

氏 名：

電話番号：

メールアドレス：

**別紙様式3**

平成 年 月 日

**岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム会員種別等変更届**

岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム  
理事長

会員名（企業等名）

代表者名

印

貴会の会員種別等について平成 年度より下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

① 事業所名（個人の場合、氏名）

---

② 所在地

〒

---

③ 代表者（職・氏名）

---

印

---

④ コンソーシアム連絡担当者

役職

氏名

---

TEL

---

FAX

---

メール

---

⑤ 会員種別

※ 変更後の会員種別にチェックをしてください。

※ 特別会員として入会される場合は納付する年会費の額をかつて内へ記入してください。

特別会員（年会費 50万円以上） 納付する年会費の額（ 万円）

一般会員（年会費 10万円）

賛助会員（年会費 3万円）